



安政五年
加藤 其外 二斗
寫 市 牙 人 一 斗

特別
第 5
4696



特
門 25
號 4696
卷



先年袖上宗川并下田
乃保山亞墨利加玉條約之趣
具系款計 仰造以并其本
之後不容易也 幸以草 并各在
奇也 此所取以抱元後 以各考
之上條約 為法 元 聖之 二方 其 其
別 記



初夜之趣也 有之山房^尚 夜
勘兵 各為之趣 子...
山本

三月廿日

初之書之書付字

墨書之書

神世之大患 國家之安是係

誠不容易奉始

神宮 為成之 以為對也 多也

思念 未與實心 奉之 出格

哀草之 後之圖 玉之心 之得 命也

古柏永世安 命 龍量 源 山 恒

敵之 以 老 性 年 下 田 用 倦 之 條 約

不 容 易 之 上 今 亦 何 條 約 之 難 也

清國威福之云 思たは且猪行
群收も今方々々々々々

海玉類の拍り後患能例之由之云
形之云以下猪大能も云下

去今一再至初候之云の考之云
仲之云々

寛政十一年

二月廿六日

侍 奉儀 奉儀中書儀
持来之書付

一 永世安余の云安

一 歳五之云

一 不相玉新後患之云

一 下田修物之云

一 神宮の御事

一 神宮の御事 神宮の御事 神宮の御事

一 神宮の御事 神宮の御事 神宮の御事

一 神宮の御事

一 神宮の御事

一 神宮の御事

一 神宮の御事

一 神宮の御事

一 神宮の御事

一 神宮の御事

一 神宮の御事

一 神宮の御事

安政四年十月
西墨利加使節登
城書翰和解并直接
封結書

Handwritten text in a cursive script, likely a letter or document, written on aged paper. The text is oriented vertically and appears to be a formal communication, possibly related to the diplomatic mission mentioned on the adjacent page.

安政四年精石殿中宗武書之字

西墨利如傳所登 碑

清月也 任外海法本多 只漢守

以漢代大石同編子 高家及 只法同編子

以表者高同編子 高家及 只法同編子 布衣

以上之 只傳人法平法服之 醫師也 碑

一 如信之 南之 志密 特衣大 牧布 衣素袍 志之

一 下田 所以 傳高 不連 登 碑 通 奔 友 大 石 外

下馬言下如信前下字橋令下如信
附係尚事以令案因云閱階上卡六月付
去之六月付去之七一揮一後令案月信
殿上之有下信以禮信尚西之在通并友六日不
西之方以強付信有之信也橋而令去之
下回事以云信有在六月付一二之有相探
為生

大後洞

如清 此立為帽子
亦不速衣

清先立之世大和寺

清去力

清刀

清上匠 能也也大總付清刀掛

清曲塚

三清

上意有之河通并本書翰持也信前日
海揚部日返信并書翰之書翰更之信生
少之親有之信前并之返生尚并通并
者一月或の多初揚返通并方八月廿令
案月少事少何抄部日返去書月若年少
一人西少揚部通少下下海信并書
書翰更之西少揚部返生更之若年

但以下海之書翰者若也在六月付之親
者之通并の信前下通并書之通抄部
信前少下下二更月日海下下七上八日
抄部信前自分少礼少許之更者之斗若
少之合之通并書之通并六月付令案月
少事少何抄部日返去書月若年少
七年少若若之三海少僅代大若之外一月

清月是古海附

入清以後六月分合案月南東以爲所傳
通并方解上之有通之去

一 於柳之有傳而不知其傳而不知其在通并者
傳之在清之有之在清之有之在清之有之在清之有
山清之有之在清之有之在清之有之在清之有
傳之有之在清之有之在清之有之在清之有

出之於清之有之在清之有之在清之有之在清之有
出之於清之有之在清之有之在清之有之在清之有

一 清之有之在清之有之在清之有之在清之有
通河之有之在清之有之在清之有之在清之有
通河之有之在清之有之在清之有之在清之有
通河之有之在清之有之在清之有之在清之有
通河之有之在清之有之在清之有之在清之有

西平右通吉

一 宗信 領事院書信 ^人 年 ^記 領事院書信

為書

一 大古者 領事院書信

一 領事院書信

十月廿日 午上刻 領事院書信

安政四年十月廿日 午上刻 領事院書信

領事院書信

再 領事院書信

此 領事院書信

大古者

領事院書信

領事院書信

貿易場を以て述ぶも、大に為し易き招き極得し
少く只の長き事、而して半の件、能く其由の外
玉事、勢宰相或る地、地下の撰任とる
没入せ、余の没せり、むる為書状の候、せり、
此由の、人々、貴戚、衆あるトウセント、ルリスセ
撰む、但し若く、既合、初玉の、ユコユルセ、ラール
と、地下の外、玉事、勢宰相の、信用と

情、く、申合、初玉、少く、口平、少く、の、執、交、成
等、く、且、永、修、せ、め、事、由、玉、の、利益、の
為、丹、道、高、く、交、と、場、か、玉、事、の、條、約、と、語、母
能、く、守、相、或、る、地、と、能、く、日、志、事、と、
事、一、疑、心、か、せ、り、也、
地下、深、地、に、有、る、玉、事、の、威、衆、ある、ル、ス、成、約、也、
く、く、而、の、ため、に、地下、に、も、玉、事、を、十、分、に

信角しよえん市母於く疑あしむ只の市
袖之郡下を安全に保護せん事と袖
祈^急多^急あ^急市は吉に合礼由く玉爾と玉也
海^急事^急成^急領^急府母於く自分姓名と書

千八百六十五年九月六

フレミニエトヨウ

フラシクニヒールセ 観

セケンターリスフニスター 観

ウエルフルシ 観

亞墨利カ島前洋行を命り上と観
和解郡下の主と適すと努む事

フクエト合礼玉大統領が空の信用を持ち
政府の安全幸福の心

陛下の國の歴史此多のマイユステイト大統
形穢に預つる哉 陛下の事 母
命せる今礼王令權信命の事夫あり事
陛下の危にあきし 今あせん多の撰由也
~~難~~名考也あり且あ玉あり懇切の措也
後ありて其形成取は 出て 同南を遂
也 陛下の丹誠をかきし

安政四年十月廿二日 於傳中
臣墨利本信命 申す事
一 今の上の事 臣大也を後大統
あきく 尤重大に後におる事
一 今の上の事 懇切に申す事
大君陛下成大地に好い後 付者 是の事
は 是の事なり

一 合祀玉の政村あるは他方不能を得山
俣名村にあり

一 國分合祀あり部入山後を那山事是也
方々山は遠方掛隔長山事なり
有山

一 三斗山事サトウ井、島も合祀玉に
是なり山事サトウ井は是なり

一 是山事一里あり山事サトウ井
山事サトウ井は是なり

一 是山事合祀玉他邦も合祀玉に依り
山事サトウ井は是なり

一 唯今も山事合祀玉一山事サトウ井
山事サトウ井は是なり

山事サトウ井

- 一 唯今中西の事西洋多あり希新舊無基
利本にむかふくは尤也く新法と舊法の
- 一 日本先難を以て其掛居の老英吉利
若傍歐羅巴也去まくる事一は度
- 一 英吉利西の水師提督ヤーンズニリシク
之結山条約を波政府とす又伏せ度
- 一 波政府の心なる事日本との交るる事

以多しなるの事 一は度

- 一 英吉利は日本中々年戦心多し其後を好む
心掛居るは其事と云ふ
- 一 英吉利は東下条約を無西画の若し
能く外守甚怒居るは其度
- 一 近來英吉利佛若西一致心多し無西画
戦争するは其事と云ふ

漢の西遊の事

一 魯西遊の事

紀元前二七二年

一 魯西遊の事

紀元前二七二年

一 漢別 魯西遊の事

紀元前二七二年

平定を授けし事

魯西遊の事

一 魯西遊の事

紀元前二七二年

紀元前二七二年

一 魯西遊の事

紀元前二七二年

防の格をいふ候も古事なり

一 夫より丹波の艦考を領し和古事より其考を
海軍我由新の海軍力にヤツカの港へト
此ホリスキ也丹波の艦考の考を以て切の候也

其考の

一 英より地籍の譜列の艦考の方を格を
呈届せり

一 日本再考より西洋各事の和古事
其考を以て其考を以て其考を以て

一 英の大統領の考より今より格念心を附
其考の法を以て付載し

一 考より十の事 英事と戦事古事
其考の事ケント都下を在りて其考を以て
乃ち其考を以て

一 皇室政府の好むべき後継者たるの多極
志者も海軍政府を不承認拒絶の法を好
むる所也。此の條に於て

一 後継者たる全権者。此の條に於て政府の
中へ之志者の之を以て其の英皇に對し
權を以て其の戦争に於て

一 此の戦争に於て人命を皇室に

此の戦争

一 此戦争に於て皇室の権を以て其の英皇に
此の戦争に於て皇室の権を以て

一 右戦争中の難費を皇室の権を以て
此の戦争に於て皇室の権を以て
此の戦争に於て皇室の権を以て

一 此戦争に於て皇室の権を以て

十の二一を子外備考未終中一美事
の陸山

一考外有至弱の九市中子外備考

悉礼妨は波山

一考故有を元身留山は終

先年龍胆の戦年の和力成共山事
わよ山事

一考西の物成も半を滅山の考龍胆

一考伏の付玉角山は考龍胆

一考案の場合も考龍胆の和山

一考又英吉利佛業西一戦の山

一戦年我仕掛山の唯今山

一考未の古山の山

一唯今の案も何事も英吉利佛業西の

一 聖るりて冊の秘をうりてたもなきる全
書皆の英吉利 佛蘭西もあつた所は英
のりし

- 一 先英西の聖城不残海軍の秘をいひて
國中不伏をいひてたもあつた所は英
のりし
- 一 佛蘭西もあつた所は英吉利の聖城不残海軍の

一 聖るりて冊の

- 一 聖るりて冊の秘をうりてたもなきる全
書皆の英吉利 佛蘭西もあつた所は英
のりし
- 一 先英西の聖城不残海軍の秘をいひて
國中不伏をいひてたもあつた所は英
のりし
- 一 佛蘭西もあつた所は英吉利の聖城不残海軍の

戦争の利は幾と云はれり

一 保身玉の不為不可はぬと云ふ皆留居

一 命玉争礼之其を中々ツ有るは阿片^{アヘン}の害

一 二十斗茶は命玉争礼^{アヘン}の害

一 各地に阿片を一切用ひて

一 阿片を儲方言古用多し故に万斛^{マンカク}を成

りて之を賣りて其半一に成る

一 二十斗茶は二十斗阿片をを貯蓄言貳千

六百兩あり

一 二十斗茶は二十斗阿片をを貯蓄言貳千

一 阿片を賣りて其半一に成る

一 阿片を賣りて其半一に成る

毒の害甚なり

一 阿片を賣りて其半一に成る

- 一 角玉と志をく通林分金以得共英画と事
- 一 利無強得ゆ事九者何以成事少好と不
 之者未出と信付以密と事實成以
- 一 者指不と事未出と事と信居以故方と事と
 密密成以以居方玉の信も以何居也
 之成り以成和と事港に安全程居法
 也事何向りは好高為法と事

- 一 美人と口弁と事角玉の信何所成好以
 ものり考と事持海の事志能と事と事
- 一 一者何所成用以以事終月止以後と事成居
 美人もよく毎居以有日本と事と事と事
 初事の心能と事と事
- 一 今元玉大統何日本の為と事何年と事幾年
 也事居と事

- 一 戦争の勢を討ちもつて、梅のころを考へて、
 何年成るべきに、その成るをいふことも、
 難きを来し
- 一 夫れ何片交場の格、大地を心付り、
 成格大統領と居る
- 一 夫れ何片成りて、何片に格を成、
 格大統領と居る

- 一 若し亞墨利か人の何片持、
 何片成りて、日本に居る
- 一 亞墨利か人の何片持、
 何片成りて、日本に居る
- 一 夫れ何片成りて、
 何片成りて、日本に居る
- 一 夫れ何片成りて、
 何片成りて、日本に居る
- 一 夫れ何片成りて、
 何片成りて、日本に居る

一 余り久き治平未達の故に却るる事あり
而も其事も亦あり

一 治平未達ゆゑに或る大急調候あり而も

一 大統躬老ゆゑに日本に世間中より英族

一 あり而も英族を御しつゝ其に御しつゝ其に

一 其に御しつゝ其に御しつゝ其に御しつゝ其に

一 其に御しつゝ其に御しつゝ其に御しつゝ其に

此後ぞと我々との内事

一 戦争にたると其に御しつゝ其に御しつゝ其に

一 何れも英と云ふに合致せしめ成し其に英と云ふ

一 其に御しつゝ其に御しつゝ其に御しつゝ其に

一 其に御しつゝ其に御しつゝ其に御しつゝ其に

其に御しつゝ其に御しつゝ其に御しつゝ其に

一 日中を以て天幸と云ふ戦争の事若し書史

- 一 大統原の心なる事今元玉の御書に条約
 の結成は心外玉も天裁^{キダケ}御札の心外
 心配の條は右條の事とある事の中事也
- 一 大統原の條は玉の答書にの條改訂を以
 条約の條は混雜と云ふ故に裁断す
- 一 今元玉の御書に別封と云ふ事裁断す初も
 尚も三年の條は条約の條に付去成りし玉の

- 一 答書に條は心外玉の御書に條あり
- 一 是の事条約の條は裁断す不川也
- 一 條の事条約の條に付去成りし玉の
 成心外玉の御書に條あり
- 一 今大統原の條は心外玉の御書に條あり
 裁断す條は心外玉の御書に條あり
- 一 外玉の條は心外玉の御書に條あり

ありて後得るに推考のよし

一 殊は本邦流の長年古成の所

中後考しきるに漸時を過るる

此後引くは新合の然る

一 英王の条約を結ぶるに必

多考ら大統の居る

一 特約の條を今礼王の條

此を以て英王の別なり

一 國の条約の多先何

身して今礼王の何

山名は仰つしつて

一 今礼王大統の別

今礼王民人なり

の禮を於居る

一 武百斗 茶をトカレ入るハ平人出^投逐^投歳
此等唯今世外王の風為大先中
之以宗つて半 故皆取居申の

一 亞墨利カ 其宗を托る時^投 皇^投まかせ
其を林の山より移し移の事安る事^投
此を信仰の事^投 心^投 故申す此^投

一 亞洋^西 其一方より宗つて外宗に古改め

者^投 山^投 得^投 千^投 故^投 用^投 山^投 移^投 故^投 為^投 何^投 事^投 有^投
其^投 事^投 之^投 の^投 好^投 之^投 海^投 せ^投 故^投 故^投 事^投 有^投

一 為^投 何^投 事^投 有^投 羅^投 故^投 巴^投 其^投 信^投 仰^投 心^投 之^投 事^投 有^投
其^投 事^投 之^投 山^投 大^投 海^投 心^投 信^投 仰^投 心^投 之^投 事^投 有^投
其^投 事^投 之^投 外^投 海^投 方^投 其^投 事^投 之^投 事^投 有^投 故^投 故^投 事^投 有^投

一 宗^投 之^投 種^投 者^投 其^投 山^投 得^投 其^投 故^投 其^投 事^投 有^投
其^投 事^投 之^投 故^投 其^投 事^投 有^投 故^投 其^投 事^投 有^投
其^投 事^投 之^投 故^投 其^投 事^投 有^投 故^投 其^投 事^投 有^投

此の如くは人に教ふべき事なり

一 聖賢の如く徳の道も邪ノ操の道も

一 徳の道も居るに同じく是れは徳の道なり

一 徳の道も邪ノ心も徳の道なり

徳の道も邪ノ心も徳の道なり

一 本心トカル人トスニヤルも徳の道なり自己の徳を以て徳の中にして無きなり

一 今以て徳の道なり高き徳も多し宗の徳

徳の道も徳の道なり日本と徳の道なり

徳の道も徳の道なり

一 徳の道も徳の道なり徳の道なり徳の道なり

徳の道も徳の道なり徳の道なり徳の道なり

徳の道も徳の道なり徳の道なり徳の道なり

一 徳の道も徳の道なり徳の道なり徳の道なり

一 以て其の心裁を察す

一 海防の爲めの方々の経路の一方は海防の爲め
平習を其の心裁に事一とす

一 何れも英王の書出他未續合食由未固の者
是成より其書を傳のて今食を其運を
以て其の心裁を察す

一 交易の心裁を察す

一 銀貨の心裁を察す
又交易の心裁を察す

一 諸冊の心裁を察す
中を後を悉く心得るべき也

一 表化の心裁を察す
素の表化の心裁を察す
産業の心裁を察す

而之他之方細之也其為爲之價也安
不也其多也其也

一 玉用多也其法以京外也其法其也
其也其也其也其也其也其也其也

一 其也其也其也其也其也其也其也
多也其也其也其也其也其也其也其也
也其也其也其也其也其也其也其也

一 自由之製也其也其也其也其也其也
一 交易之也其也其也其也其也其也其也
其也其也其也其也其也其也其也其也
自然之也其也其也其也其也其也其也

一 尤他之也其也其也其也其也其也其也
其也其也其也其也其也其也其也其也
其也其也其也其也其也其也其也其也
其也其也其也其也其也其也其也其也

枚客場は改めり

一 他邦の要約を以て信一平之と云ふ様ある候

諸方あるべく、夫より別意付り

一 故日本島ありしも、東平平の振合を以て得

少甚考ありし振合あり

一 日本も交易の少平を以てし、日本も船平

諸別之港之旨は知し振合あり

一 高山の格の船客の登見のり、重墨利が

之難漢舟船渡り日本の周正の合難漢法

此後古史中の自玉言難法其意も

絶る不再他玉の意利成り得し

其止る事

一 大腕の重墨利が心得居る候

此も其情中の候

- 一 勿論方面より新にも吾山後より其の如く
- 一 戦の事々々中日軍政府の係りゆき 視方より
- 一 夫れ月日の中 後者より其の如く 是れ其の
- 一 是れ其の如く 是れ其の如く 是れ其の如く
- 一 列位は心より由りて其の如く
- 一 江戸外より其の如く 是れ其の如く
- 一 吾山後より其の如く 是れ其の如く

- 一 吾山後より其の如く 是れ其の如く
- 一 列位は心より由りて其の如く
- 一 戦の事々々中日軍政府の係りゆき 視方より
- 一 夫れ月日の中 後者より其の如く 是れ其の如く
- 一 是れ其の如く 是れ其の如く 是れ其の如く
- 一 列位は心より由りて其の如く
- 一 江戸外より其の如く 是れ其の如く
- 一 吾山後より其の如く 是れ其の如く

一 少も抑振古幣の交換の条約を早急にして
此後定むるに事一也也

一 利率を重くするに在りては英吉利佛蘭西の
高利貸者及び銀行は日本政府にあらざる
定場条約に依りて成る外に其の投免
料に在りては其の額を過すに事一也也
一 守邦の一體を以て之に據る中其の極大なる
利益を以て之に據る中其の極大なる

一 今も大抵然る如きは并兼りて之を以て英米
政府との関係が如何なるに事一也也

一 今も其の一事に事一也也

一 今も其の一事に事一也也

一 今も其の一事に事一也也

一 唯今中土以後之世其中心誠言一切此情
未之有也

有通中一之事

已十月廿六

同。
十月六日於黃書調新古法丹法前川海
右邊附物居民部少捕井上信濃也永井
玄善與亞墨利本傳前日對話之語
此方

○ 先日於備中宅中於山麓之月令一
夜承之亦未之有之月自之亦不為之
備中宅之宅亦承之山言於靈而只中其

政のなほ

△ 承知候。

○ ことスレバ城都下と云は候和歌と國と云ふ

こと外

△ ことスレバ禮と云ふ外に候こと外下と云ふ

一 ことスレバ何れも一守と云ふに得た事と云ふ
是れは費用と云ふに候事と云ふ事と云ふ
以て大守と云ふ候事と云ふ事と云ふ事と云ふ

不中 振込金の中

○ ことスレバ候事、何れ候事と云ふ事と云ふ事

△ 候事、自玉と云ふに候事、文接を主

候事、自玉と云ふに候事、先方と云ふに
候事、自玉と云ふに候事、先方と云ふに
高き為に候事、自玉と云ふに候事、先方と云ふに

土地の事と云ふに候事、自玉と云ふに候事、先方と云ふに
候事、自玉と云ふに候事、先方と云ふに
候事、自玉と云ふに候事、先方と云ふに
候事、自玉と云ふに候事、先方と云ふに

まゝお振りの者コニエ下コニエより政府
と書向矢也い候ふる未成ゆきに
あり

○ コニエに於ては格上り遠のゆき

△ コニエに於ては格上り遠のゆき
コニエに於ては格上り遠のゆき
初めく高貴ゆきを格上りするコニエに於て
皆改革一節為す格上りゆき

○ コニエに於ては格上り遠のゆき

△ 以後減らす者六つある西洋におりて、
官職

父を去るに或通る者も父を全めりて
日中の

者も勢を候しゆ候る武もも候しゆ候る

ゆきハ祝炮ゆきゆきコニエに格上り
コニエに於ては格上り遠のゆき十三
者

コニエに於ては格上り遠のゆき
為りし故に外下は格上り
者一ゆきも格上り遠のゆき

○ 一 鑄外に所得を存在の由を信じて地山に依る

△ 一 市中安んずるは公許ありては其の由を信じて

城月、勿論氏家との其の家の主の由を

信じて居るは其の由を信じて居るは其の由を

一 若くは族々との市中安んずるは其の由を信じて

未だありては其の由を信じて居るは其の由を

○ 一 今此の由を信じて居るは其の由を信じて居るは其の由を

信じて居るは其の由を信じて居るは其の由を

△ 一 英吉利の傳業西和の東方にスミシキ

キウコノイヌニ子マレカスエーデニノール工
テニノイヌニヤ、あきりヤメキニス、
ペルシヤあきり冥り玉ふ、何しも其を主とす

○ 一 コシニル外にも其を主とす

△ 一 アフリカを封フラニリあきり都る不丹也

兵、コシニル色は其の由を信じて居るは其の由を

信じて居るは其の由を信じて居るは其の由を

○ 一 支那の、スミシキ

△ 一 支那の、スミシキ

之月、其の由を信じて居るは其の由を

其ノ所雜也其ノ事也

○ 夫ノ於余王ト其也トトスルハ何レモ同極
之ノ實也

△ 威使ハツト道モ同極トモ其ノ併傳録ハ其
其別者トモ夫ノ併極ハ其ノ事トモ

一 傳録之ヲ言フ、其ノ事ハ其ノ事トモ其ノ事トモ
者トモ其ノ事トモ其ノ事トモ其ノ事トモ

一 夫ノ事トモ其ノ事トモ其ノ事トモ其ノ事トモ
其ノ事トモ其ノ事トモ其ノ事トモ其ノ事トモ

○ 今礼國トモトスルハ其ノ事トモ其ノ事トモ
不殘トモトスルハ其ノ事トモ其ノ事トモ

△ 先通ナル作之通トモ其ノ事トモ其ノ事トモ
其ノ事トモ其ノ事トモ其ノ事トモ其ノ事トモ
其ノ事トモ其ノ事トモ其ノ事トモ其ノ事トモ
他邦トモ其ノ事トモ其ノ事トモ其ノ事トモ
否トモ其ノ事トモ其ノ事トモ其ノ事トモ

一 何レモ其ノ事トモ其ノ事トモ其ノ事トモ其ノ事トモ
其ノ事トモ其ノ事トモ其ノ事トモ其ノ事トモ
其ノ事トモ其ノ事トモ其ノ事トモ其ノ事トモ
其ノ事トモ其ノ事トモ其ノ事トモ其ノ事トモ

山者一無も只る所事高望の社

○

今礼園之て下し又てコニ元木系居山志の
このまて山我者他ててて下し皆其整
領之居山子

△

不残りて下し府之在る山尤高なるに於て
熱し山者人子らヨルク子外に旅行ハ
山山

○

一 村都下てて下し我並山其港に揚木
都下が程好。隔居ち地て中し山其港

并並自然大事も拍り山其都下てて下し

下し其並山事一山山

△

一 者て下し其並山一山其港

一 自山其府中其並山事一人他人を其經

其て下し其外山其並山事其下其港

○

△

一 別て下し其山其並山事其下其港
別府と其並山事其並山事其下其港

○
一 ありし事我引交は遠くはるし何
事も徳傳且急速に扱ひるに互に海軍の
一 両面を為るに三々併合、日本や英西亞
その他に混雜者ありて、是れを以て大極
海軍者なり。

△
一 条約に基の廉力あり得る、之は海軍の
一 大統制を以て、西洋各五の混雜
者ありし中、之を去るに、条約も
徳意に根ざり、付以る者条約に據り、
付以る者海軍に據り、海軍に據り、

○
一 ありし事我引交は遠くはるし何
事も徳傳且急速に扱ひるに互に海軍の
一 両面を為るに三々併合、日本や英西亞
その他に混雜者ありて、是れを以て大極
海軍者なり。

△
一 ありし事我引交は遠くはるし何
事も徳傳且急速に扱ひるに互に海軍の
一 両面を為るに三々併合、日本や英西亞
その他に混雜者ありて、是れを以て大極
海軍者なり。

一 ありし事我引交は遠くはるし何
事も徳傳且急速に扱ひるに互に海軍の
一 両面を為るに三々併合、日本や英西亞
その他に混雜者ありて、是れを以て大極
海軍者なり。

一 若あまふくく入上り水乗に在りしつゝ其候難ふお
 成振り敷十日に及ぶに成振り申す其の由に
 依令り申すお多し今礼玉今度条約
 為成り条約中日平に上り申す者も其の
 令礼玉のこゝ下り成振り申す中一之文の
 字に在り西洋各玉を其の振合言に
 十と云ふ同振り条約の結末に其の一万一
 無西亞の他一と云ふも確執申す
 一之の以外九は不残の國に其の振合
 以後の由に

一 若あまふくく入上り水乗に在りしつゝ其候難ふお
 成振り敷十日に及ぶに成振り申す其の由に
 依令り申すお多し今礼玉今度条約
 為成り条約中日平に上り申す者も其の
 令礼玉のこゝ下り成振り申す中一之文の
 字に在り西洋各玉を其の振合言に
 十と云ふ同振り条約の結末に其の一万一
 無西亞の他一と云ふも確執申す
 一之の以外九は不残の國に其の振合
 以後の由に

一 拾ハ斗不廣東の片に其の年一其の若
 其の年一其の若
 其の年一其の若

一 其の年一其の若
 其の年一其の若
 其の年一其の若

とては、（一） 民の自由と民の
権利の交易のありし事、（二）
日本に對するありし事、（三）
推して、（四） 外に、（五） 民の自由と民の
権利の交易のありし事、（六）
西洋各國の交易のありし事、（七）
政府のありし事、（八） 民の自由と民の
権利の交易のありし事、（九）
民の自由と民の権利の交易のありし事、（十）

一 勝の交易のありし事、（一） 民の自由と民の
権利の交易のありし事、（二）

一 民の自由と民の
権利の交易のありし事、（三）

一 大統のありし事、（四） 民の自由と民の
権利の交易のありし事、（五）

一 世の中の一族のありし事、（六） 民の自由と民の
権利の交易のありし事、（七）

○

○ ○

△

△

○

板之板にありて有るもの
少くは板板にありて交易の事
今迄欠くこの条約を交易の事
改めしとす

△

神の事川上ありて板板の事
和板の事属しとす西洋諸国
より交易の事ありとす
今迄欠くこの条約を交易の事
改めしとす

○

一 亞墨利加の事
港も唯今迄の通事ありて
係港の事ありとす

△

一 亞墨利加の事
角玉の事ありとす
心もありとす

江戸書翰の心づかりと流し

一 市日本言者無くあつた事并日本其他
邦中言者無くあつた事并日本其他
以多しつておれり軍艦未引達為る
以海に波留るは且つ時々英軍に
ふたつに多し伏殺されたりと
毎利の事成り存し難し
其の終り書翰は此の如し

一 孫と月茶法其の如く知事那戦争二件

九通におよびの由り

一 考へ書面言ひ持若くは成り其利益の後
今彼も交易の多の在り候は候は此の如し

一 唯今其書面言ひ持若くは成り其利益の後
条約出向るに願ふ十分は此の如し
其の必し安全に事なれども
こりも其利益の事なれども

一 其利益の事なれども其利益の事なれども

一別後心得以後也無存意之難委
中上以後之世也

志

考之通之事

己丑月六日

年之月日未定

之世夫知學微也

大内氏名

垂之季刻如修好之身

朝廷之步的長女會以流也

忙 解之息也出也

作此以存世也... 故其年亦為
之先流心迹所得也... 亦有一事
指之者考之於此... 亦有一事
亦有一事考之於此... 亦有一事
只云... 亦有一事考之於此... 亦有一事
於此... 亦有一事考之於此... 亦有一事
流年事... 亦有一事考之於此... 亦有一事

此... 亦有一事考之於此... 亦有一事
亦有一事考之於此... 亦有一事
亦有一事考之於此... 亦有一事
亦有一事考之於此... 亦有一事
亦有一事考之於此... 亦有一事
亦有一事考之於此... 亦有一事
亦有一事考之於此... 亦有一事

年七月十日
大南德海書局以海山書局

西華新記
以如定字以記
大月付

亞墨利加條約之海山書局
以如定字以記
大月付
大南德海書局以海山書局

海島古正斗仙修海為之盤古海原
廣之五層修海之法初在中一之無
西之海之聖身以法科 亦有九來
居以海之村中一之件之難之法判
一之上之海之西聖利初之振會也
修海之法漢古來以法在聖身以法
之西聖身聖利初也西之海之來

十方之修海之法中一之佛業聖
能之正之法來之法由之有之又難
及法到中一之修海之法初之有
之正之法來也 處之海之聖身
修海之法初之有之正之法來也
海島古正斗仙修海為之盤古海原
廣之五層修海之法初在中一之無
西之海之聖身以法科 亦有九來
居以海之村中一之件之難之法判
一之上之海之西聖利初之振會也
修海之法漢古來以法在聖身以法
之西聖身聖利初也西之海之來

いさゝかうりしゆりていさゝか
たゞしゆりていさゝか
いさゝか
いさゝか

年七月廿九日付 徳島藩 藩政 藩政 藩政

待定不立

林五郎子郎

大目付

外國の用を扱ふ西

省并肥後

外王将

長崎藩 藩政

以同付

七月廿九日 待定不立

亞墨利加為東の事書翰

亞墨利加合衆國全權
董コニエルセ子ラール
トウニヤントルリスル

此の如く條約が書華盛頓にありて
為り給へり所り千人の物と航海
之故に付其國に軍艦を甲する
送て送致心ならずは示致し我國

其の十一月下旬に於て海軍の兵艦が
此の如く其國に軍艦を甲する
有るは其の如く其國に軍艦を甲する

安政五年十一月十日

大田備後守花押
関於十條書花押
久世大和守花押

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

年
大南備後守兼全河内守忠直

信次男他守

与化男

信次男他守

者
此
以

依之書畫調可也後以先上
尤亦有畫者以古亦不
之也

年以月亦云云

外承書以

水形既後者

永丹之書畫以

尚付

津田半三郎

本多正信之郎

魚墨利本多正信之郎

この書を、宋の宗廟に奉る

書 押付於其裏に有る書中
列記の紙は、十枚に及ぶ。若し年号
中 待た

年九月廿三日

此書
証定本為得

新編の書に
所見

此書
此書

考は、何れも、此書に
考は、何れも、此書に

小字
小字

小字
小字

介由身行書記

小橋同好

成清吳部

中井 孫 為

夫之恒付方於 踞踞之方 只 一 一

午十月廿五日
備後寺殿 正房

久具因備書
他田播舞書
作垣受化書
石空同備書
方法上程書
之田主水正
相承之了悉
勝山 正房

新編金言
加多正印
環鼓多助
後回次郎

神素川 再渡之後
向以急勢言不
容易其業之後
身以洞方一過
之字以而中

可失以言即至
其以十後一月
精力已
海山

神子高川耳
濟之潤方
改路言
以用掛子
良似村
以得才
尚而

水陸兩路
亦非去
筆以
井
巨信
澤方
切
鐵
心
村
垣
法
海
寺

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

吾自以多務言容易大其業
彼之付一區之事以而力
何也神志宗川七事以兼
新端門之文之極其事
十分以兩以極可也

